◎意見書案第3号 農協関係法制度の見直しに関する意見書(案)

〇議長(山本浩平君)日程第 17、意見書案第 3 号 農協関係法制度の見直しに関する意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

4番、大渕紀夫議員。

〔4番 大渕紀夫君登壇〕

〇4番(大渕紀夫君)意見書案第3号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

農協関係法制度の見直しに関する意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出します。

農協関係法制度の見直しに関する意見書(案)。

今後、農協法改正案の取り扱いにあたり、地域農業・農村の持続的発展をはかるため下記のとおり要請いたします。

- 1. 食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること。
- 2. 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。
- 3. JA・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は記載のとおりであります。

なお、この件につきましては白老町を含むとまこまい農業協同組合から要請があって提出したものでございます。

〇議長(山本浩平君) ただいま、提出者から説明がありましたが、本案に対する質疑を許します。 質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君)質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第3号 農協関係法制度の見直しに関する意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成多数]

○議長(山本浩平君)反対、13番、前田博之議員。賛成12、反対1。 よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。 議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。